

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく
附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき開催される懇談会

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、次の各号に掲げる事項を令和7年度までの目標とする。

- (1) 審議会等委員の女性比率が40パーセントとなるよう目指す。
- (2) 女性委員のいない審議会等をなくす。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局及び本部並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、男女共同参画推進員（各所管局庶務担当課長）の合議の上、市民文化局長と事前協議を行うものとする。

2 市民文化局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

4 市民文化局長は、個人情報保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民文化局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民文化局長に提出するものとする。

2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第3項及び第4項の規定については、審議会等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

年 月 日

市民文化局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名							新規設置・改選年月日		年 月 日						
根拠法令等							再任の取扱い (○をつける)		あり なし						
区 分	現 状 値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)				
	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	比率 (%)
委 員 内 訳	学識経験														
	団体推薦														
	市民公募														
	行政職員														
	合 計														
※目標値（女性比率40%）を達成しない理由、選任予定の女性比率50%未満で現状値より比率が下がる理由															

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

年 月 日

局長 様

以上のとおり、事前協議が終了しましたので、協議結果について通知いたします。

市民文化局長